

横浜市スポーツ医科学センター指定管理者の指定に関する要綱

制 定 平成 17 年 7 月 4 日 衛保第 1049 号(局長決裁)

最近改正 令和 2 年 3 月 17 日 健保事第 4268 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市スポーツ医科学センター条例（以下「条例」という。）第 5 条に定める横浜市スポーツ医科学センター（以下「センター」という。）の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を公正かつ適正に実施するための必要な手続き等について定める。

(指定管理者の選定)

第 2 条 選定は、現指定管理者から、申請要項に基づき申請書を提出させることにより、非公募で実施する。

2 前項の申請が、申請要項の資格要件を満たさなかった場合には、局長は、申請者に申請内容の補正を指示するものとする。

3 局長は、次条に定める指定管理者選定評価委員会の意見を尊重して、指定管理者の選定を行う。

(指定管理者選定評価委員会)

第 3 条 センターの指定管理者の選定について局長に対して意見を述べるため、指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、局長が別に定める。

(指定管理者の選定基準)

第 4 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 局長は、前項の選定基準については、委員会に基準の検討及び決定を委ねることができる。

(選定結果の通知)

第 5 条 局長は、第 4 条の規定による選定を行った場合は、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(協定の締結)

第 6 条 指定管理者の指定を受けたものは、局長とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 条例第 5 条第 3 項の事業計画書に記載された事項

(3) 本市が負担する管理費用に関する事項

- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 指定管理者が作成する書類に関する事項
- (6) 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (7) 個人情報保護に関する事項
- (8) 事業評価及び事業報告に関する事項
- (9) 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- (10) 協定内容の変更に関する事項
- (11) 損害賠償に関する事項
- (12) その他必要な事項

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月17日から施行する。